

魚沼市に災害救助法を適用します（第3報）

連日の降雪により、道路上に取り残された多数の車両の運転者等が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、救助が必要となっていることから、魚沼市に災害救助法を適用することとしました。

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 適用市町村 | 魚沼市 |
| 2 適用年月日 | 令和4年12月20日 |
| 3 内 容 | 救助に要した費用を県と国が負担します。 |

※今回の大雪における災害救助法の適用状況

- | | |
|----------|----------------------------|
| 柏崎市 | 令和4年12月19日適用（第1報・12月19日公表） |
| 長岡市、小千谷市 | 令和4年12月19日適用（第2報・12月20日公表） |

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 南
(直通) 025-282-1601
(内線) 6410